

簡単・便利に登記したいなら……

QRコード付き書面申請

がおすすめ!

QRコード付き書面申請とは?

『申請用総合ソフト(無料)』を使用して申請書を作成し、インターネット経由で送信の上、紙の申請書を管轄登記所に提出する申請方法です。
この申請方法には以下のようなメリットがあります。

メリット

1

PCでいつでも確認

ダウンロードした申請用総合ソフトを使用して処理状況が確認できます。

2

専用機器不要

電子証明書、カードリーダー等の機器類は不要です。

3

補正がかんたん

補正があるときは通知が届き、メニュー画面から補正書が作成可能です。

4

処理のスピード

通常の書面申請よりも早い処理が可能となります。

5

データの再利用

同じ種類の登記をする際に一度作成した申請データを用いて申請書を作成することが可能です。

不動産登記推進イメージキャラクター
『トウキツネ』阿波おどりバージョン



手順は裏面をチェック!

操作お問い合わせ 登記・供託オンライン申請システム操作サポートデスク
050-3786-5797

徳島地方法務局

QRコード付き書面申請の

4ステップ

ステップ1

ソフトをダウンロード

申請用総合ソフト(無料)をダウンロードし、申請者情報登録、設定を行います(初回のみ)。

ステップ2

申請書の作成

ソフトを起動し、入力フォームに従って必要事項を記入し申請書を作成します。

ステップ3

申請データの送信

申請書を編集後、『完了』ボタンでデータを保存し、『申請データ送信』ボタンで管轄の登記所へ送信します(電子署名不要)。

ステップ4

申請書印刷 & 登記所への提出

処理状況でデータの到達を確認後、申請書を印刷し、必要な添付書類とともに、窓口^①に持参または郵送^②します。

※登記所の申請書受取後、受付が行われます。申請データの送信のみでは受付されないため、必ず申請書を提出してください。

もっと詳しく知りたい方は



登記ねっと

詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。

法務省 QRコード申請

検索